

令和5年度 指定管理者選定結果一覧（追加） ～ 令和6年中に施設の管理運営を開始する指定管理者候補団体 ～

公募によらない選定施設（対象施設：2施設 2グループ） 赤字…新規施設

令和6年5月8日現在

施設名	施設数	指定期間	更新／新規	申請団体名	指定管理者候補団体名	選定の理由	担当課
				非公募の理由 【】内は「公募によらない指定管理者選定に関する指針」の該当条件（※）			
① 長野市南部勤労者活躍支援センター	1	2年7ヶ月	新規	協同組合長野シーアイ開発センター 【指針第2項第7号に該当】 当該施設は、旧南部働く女性の家及び南部勤労青少年ホームを引き継ぐ施設であり、施設運営の切り替えを円滑に進めるため。	協同組合長野シーアイ開発センター	令和6年10月開設予定の施設の内容と目的を理解しており、適切な管理運営が期待できる。	商工労働課
② ながのこども館（城山公園屋内遊戯施設）	1	2年10ヶ月	新規	一般社団法人長野市開発公社 【指針第2項第7号に該当】 当該施設は、開設時期が夏休み期間と重なることによる相 当な混雑が予想されるため、当面は確実な開館運営が必要となる。 そのために、開館時、不可分な施設利用を想定している動物園との混雑対策や駐車場の対策が必要であることから、動物園の指定管理者、かつ公園駐車場の管理者である申請団体をメインに据え、確実な開館運営を進めるため。	一般社団法人長野市開発公社	令和6年の夏頃に開設予定の施設の内容と目的を理解しており、適切な管理運営が期待できる。	公園緑地課

【参考】「公募によらない指定管理者選定に関する指針」より抜粋

- 【指針第2項第1号】 地域コミュニティの醸成、市民活動の促進や施設の有効活用等を図るために、地域の住民や施設利用者等により構成される団体が管理運営することが適当であると認められる場合
- 【指針第2項第2号】 障害福祉施設等で、現在の施設利用者の意見を聴取する等により状況を把握して考慮した上、現在の団体が引き続き管理運営することが適当であると認められる場合
- 【指針第2項第3号】 当該施設の設置経緯や施設の権利関係等を考慮し、当該施設に関連する団体が管理運営することが適当であると認められる場合
- 【指針第2項第4号】 長野市PFI事業等審査委員会の審議対象となる事業（以下「PFI事業等」という。）により管理運営を行う施設で、事業者が決定した場合
- 【指針第2項第5号】 指定管理者を選定後、指定管理業務開始までの間に、当該候補者を指定することが不可能になった場合又は選定の基準に適合しなくなった場合
- 【指針第2項第6号】 指定管理者の指定を取り消した場合に、当該指定管理者が管理していた施設について、直ちに指定管理者を指定しなければ著しく公益を損なうと認められる場合
- 【指針第2項第7号】 その他、特に公募とすることが適当ではないと認められる場合